

廃棄物処理施設の維持管理計画

- 1 囲い等
 - ・施設の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するため、囲い・フェンス等を設置する。
 - ・焼却施設は、監視カメラによるセキュリティを設ける。
- 2 表示等
 - ・立札等は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き替えを行う。
- 3 飛散、流出及び悪臭防止
 - ・飛散、流出及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる。
- 4 火災の発生防止
 - ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火設備を備える。
 - ・消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。
- 5 害虫等の発生防止
 - ・ネズミ、蚊、ハエ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持する。
- 6 騒音、振動及び粉塵の防止
 - ・著しい騒音、振動及び粉塵の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずる。
- 7 処理能力に見合った処理
 - ・受け入れる廃棄物の種類、量が施設の処理能力に見合ったものとなるよう、受け入れる際に性状の確認、計量を行う。
 - ・施設への廃棄物の投入は、施設の処理能力を超えないように行う。
- 8 施設の管理
 - ・施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行う。
- 9 事故の防止
 - ・事故の発生を防止するために、常に巡回監視及び点検を実施する。
 - ・台風や大雨の際は、施設内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故の無いよう未然防止を図る。
- 10 搬入廃棄物の確認
 - ・廃棄物を荷下ろしする際、受入れ担当者は処理できる品目であるかを確認する。
 - ・処理できる品目以外の廃棄物が混入しないよう、排出事業者及び収集運搬業者との連絡をみつにする。
 - ・排出事業者、受け入れ品目については常に契約書、マニフェスト伝票等で確認し、これらが不明の場合は廃棄物を受け入れないこととする。

11 放流水の検査

- ・施設からの排水は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な水質検査を行う。

12 排ガスの検査

- ・施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的に排ガスの検査を行う。

13 記録及び保存

- ・施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存する。

14 管理事務所

- ・施設事務所に許可証（写し）・処理工程を掲示又は備えておく。
- ・帳簿、伝票等を備えておく。